

無料

消費者 電話相談会

ホームヘルパー、ケアマネージャー、社会福祉士、民生委員、生活支援員等の方々

高齢者を守る、あなたの一声

おかしいと思った時が、行動する時です! すぐにご連絡を!

利用者等で、消費者被害に遭われている、
遭ってしまうのではないかと不安を、
無料電話相談会にご連絡ください。*

※ 個人情報保護法の観点 利用者の個人情報を話さなければ、内容自体の相談は個人情報保護法に抵触しません。電話相談会に相談した上で、利用者とは相談してみてください。

消費者契約法 第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



日程: 2月8日(土) ~ 2月23日(日)

※詳しくは各相談窓口の時間をご参照ください

(公社)全国消費生活相談員協会 (週末電話相談室)

期間内 毎週 (土) (日) 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 ☎ 03-5614-0189

(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACSウィークエンド・テレホン)

期間内 毎週 (土) 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 ☎ 06-4790-8110

期間内 毎週 (日) 11:00 ~ 16:00 ☎ 03-6450-6631

NPO法人とちぎ消費生活サポートネット

期間内 毎週 (土) 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 ☎ 028-666-1145



孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業 事務局 (株式会社ゲート・クリエイティブ内)
TEL : 03-6822-2600 (平日 10:00 ~ 17:00) E-mail : caa@shore.co.jp